

(みなし賛成)

第九十三条 投資法人は、規約をもつて、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした投資法人は、第九十一条第一項の通知にその定めを記載しなければならない。

3 (略)

(商法の準用)

第九十四条 商法第二百三十二条ノ二、第二百三十三条、第二百三十七条から第二百三十九条ノ二まで、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで及び第二百五十一条の規定は、投資主総会について準用する。この場合において、同法第二百三十二条ノ二第一項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項中、「前条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第二百三十七

(みなし賛成)

第九十三条 証券投資法人は、規約をもつて、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした証券投資法人は、第九十一条第一項の通知にその定めを記載しなければならない。

3 (略)

(商法の準用)

第九十四条 商法第二百三十二条ノ二、第二百三十三条、第二百三十七条から第二百三十九条ノ二まで、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで及び第二百五十一条の規定は、投資主総会について準用する。この場合において、同法第二百三十二条ノ二第一項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項中、「前条」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第二

条第一項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上二当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項及び同法第二百三十七条ノ二中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上二当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同法第二百四十一条第三項中「株式会社」とあるのは、「投資法人ノ発行済投資口ノ総口数ノ四分ノ一ヲ超ユル投資口、株式会社」と、「他ノ有限会社」とあるのは、「有限会社」と、「其ノ株式会社」とあるのは、「其ノ投資法人、株式会社」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役員及監督役員」と、同条第三項中「本店二、其ノ謄本ヲ五年間支店二」とあるのは、「本店二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四項、第百九条並びに第二百四十九条の規定は、投資主総会の決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えについて準用する。この場合において、同法第百五条第四項及び第百九条第二項中「会社」とあるのは、「投資法人」と、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは、「投資主」と、

百三十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上二当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項及び同法第二百三十七条ノ二中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上二当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同法第二百四十一条第三項中「株式会社」とあるのは、「証券投資法人ノ発行済投資口ノ総口数ノ四分ノ一ヲ超ユル投資口、株式会社」と、「他ノ有限会社」とあるのは、「有限会社」と、「其ノ株式会社」とあるのは、「其ノ証券投資法人、株式会社」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役員及監督役員」と、同条第三項中「本店二、其ノ謄本ヲ五年間支店二」とあるのは、「本店二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四項、第百九条並びに第二百四十九条の規定は、投資主総会の決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えについて準用する。この場合において、同法第百五条第四項及び第百九条第二項中「会社」とあるのは、「証券投資法人」と、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは、「投資主」と、

「会社」とあるのは「投資法人」と、「取締役又八監査役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と読み替えるものとする。

(欠格事由)

第九十六条 第九条第二項第六号イからニまでに掲げる者は、執行役員となることができない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と、「取締役又八監査役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と読み替えるものとする。

(欠格事由)

第九十六条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に
取り扱われている者

二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り
扱われている者

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）
に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける
ことがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関す
る法律（昭和四十九年法律第二十二号）、有限会社法、証券取引
法、外国証券業者に関する法律若しくは有価証券に係る投資顧問
業の規制等に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の
規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四
十七条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による
刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の
執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(職務)

第九十七条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。

2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

一 第三十四条の九第一項の同意

二・三 (略)

四 第三百三十九条の三の規定による投資法人債の管理に係る事務の委託

五・八 (略)

(削る)

3 (略)

4 投資法人は、規約をもつて、数人の執行役員が共同して投資法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、商法第三十九条第二項の規定を準用する。

(商法の準用等)

第九十九条 商法第七十八条、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条第一項、第二百五十七条、第二百五十八条並びに第二百六十三条第一項、第二項及び第四項の規定は執行役員について、同法第七十条ノ二の規定は第六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する

(職務)

第九十七条 執行役員は、証券投資法人の業務を執行し、証券投資法人を代表する。

2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

(新設)

一・二 (略)

(新設)

三・六 (略)

七 第二百五条第一項の同意

3 (略)

4 証券投資法人は、規約をもつて、数人の執行役員が共同して証券投資法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、商法第三十九条第二項の規定を準用する。

(商法の準用等)

第九十九条 商法第七十八条、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条第一項、第二百五十七条、第二百五十八条並びに第二百六十三条第一項、第二項及び第四項の規定は執行役員について、同法第七十条ノ二の規定は第六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する

者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十七條第二項中、「第三百四十三條」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第百四十條第二項ニ於テ準用スル第三百四十三條」と、同條第三項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ總口數ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同法第二百五十八條第二項中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同法第二百六十三條第一項中、「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは、「規約、投資主名簿及投資法人債原簿」と、「名義書換代理人ヲ置キタルトキ」とあるのは、「名義書換事務受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第二項ニ規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ）ノ營業所ガ投資法人ノ本店ト異ナルトキ」と、「名義書換代理人ノ營業所」とあるのは、「其ノ營業所」と、同條第四項中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金融再生委員会は、前項において準用する商法第二百五十八條第二項の規定による一時執行役員の職務を行うべき者の選任の申請を受理したときは、当該申請に係る投資法人の執行役員及び監督役員の意見を聴かなければならない。

（欠格事由）

第一百一条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十七條第二項中、「第三百四十三條」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百四十條第二項ニ於テ準用スル第三百四十三條」と、同條第三項中、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ總口數ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同法第二百五十八條第二項中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同法第二百六十三條第一項中、「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは、「規約及投資主名簿」と、「名義書換代理人ヲ置キタルトキ」とあるのは、「名義書換事務受託者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十九條第二項ニ規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ）ノ營業所ガ証券投資法人ノ本店ト異ナルトキ」と、「名義書換代理人ノ營業所」とあるのは、「其ノ營業所」と、同條第四項中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金融再生委員会は、前項において準用する商法第二百五十八條第二項の規定による一時執行役員の職務を行うべき者の選任の申請を受理したときは、当該申請に係る証券投資法人の執行役員及び監督役員の意見を聴かなければならない。

（欠格事由）

第一百一条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十六条に規定する者

二 当該投資法人の設立企画人

三 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員、使用人若しくは子会社（当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。第五号及び第二百条において同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

四 当該投資法人の執行役員

五 当該投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

六 その他当該投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるもの

（職務）

第二百二条 （略）

2 監督役員は、いつでも執行役員、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

一 第九十六条各号のいずれかに該当する者

二 当該証券投資法人の設立企画人

三 当該証券投資法人の設立企画人たる法人の役員、使用人若しくは子会社（当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。第五号において同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

四 当該証券投資法人の執行役員

五 当該証券投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

六 その他当該証券投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるもの

（職務）

第二百三条 （略）

2 監督役員は、いつでも執行役員、一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社に対して証券投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(役員会)

第百五条 投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

(職務)

第百七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由(執行役員の任期の満了及び辞任を除く。)により投資法人に執行役員が欠けることとなつたときは、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。

4・5 (略)

(商法の準用等)

第百八条 商法第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十条ノ四の規定は、役員会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ二第一項中「取締役ノ過半数出席シ」とあるのは「構成員ノ過半数出席シ」と、「其ノ取締役ノ過半数」とあるのは「其ノ出席者ノ過半数」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員及監督役員」と、同条第三項中「取締役ノ数八」とあるのは「執行役員及監督役員ノ数八」と、「取締役ノ数二」とあるのは「構成員及出席者ノ数二」と、同法第二百六十条ノ四第四項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「投資主

(役員会)

第百五条 証券投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

(職務)

第百七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由(執行役員の任期の満了及び辞任を除く。)により証券投資法人に執行役員が欠けることとなつたときは、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。

4・5 (略)

(商法の準用等)

第百八条 商法第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十条ノ四の規定は、役員会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ二第一項中「取締役ノ過半数出席シ」とあるのは「構成員ノ過半数出席シ」と、「其ノ取締役ノ過半数」とあるのは「其ノ出席者ノ過半数」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員及監督役員」と、同条第三項中「取締役ノ数八」とあるのは「執行役員及監督役員ノ数八」と、「取締役ノ数二」とあるのは「構成員及出席者ノ数二」と、同法第二百六十条ノ四第四項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「投資主

又八親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第五項中、「会社又八其ノ親会社若八子会社」とあるのは、「投資法人又八其ノ親法人若八子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル子法人ヲ謂フ）」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 金融再生委員会は、前項において準用する商法第二百六十条ノ第四項の規定による許可の申請を受理したときは、当該申請に係る投資法人の執行役員及び当該申請をした投資主又は債権者の意見を聴かなければならない。

3 金融再生委員会は、前項の許可をしたときは、書面によりその旨を当該許可に係る投資法人に通知しなければならない。

（投資法人に対する責任）

第百九条 次に掲げる場合においては、その行為をした執行役員又は監督役員は、投資法人に対し連帯して、第一号に掲げる場合にあっては違法に払い戻された額、第二号に掲げる場合にあっては違法に分配された金銭の額、第三号に掲げる場合にあっては供与した利益の額、第四号に掲げる場合にあっては投資法人が被つた損害額について、弁済又は賠償の責めに任ずる。

一 三 （略）

又八親法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第五項中、「会社又八其ノ親会社若八子会社」とあるのは、「証券投資法人又八其ノ親法人若八子法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル子法人ヲ謂フ）」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 金融再生委員会は、前項において準用する商法第二百六十条ノ第四項の規定による許可の申請を受理したときは、当該申請に係る証券投資法人の執行役員及び当該申請をした投資主又は債権者の意見を聴かなければならない。

3 金融再生委員会は、前項の許可をしたときは、書面によりその旨を当該許可に係る証券投資法人に通知しなければならない。

（証券投資法人に対する責任）

第百九条 次に掲げる場合においては、その行為をした執行役員又は監督役員は、証券投資法人に対し連帯して、第一号に掲げる場合にあっては違法に払い戻された額、第二号に掲げる場合にあっては違法に分配された金銭の額、第三号に掲げる場合にあっては供与した利益の額、第四号に掲げる場合にあっては証券投資法人が被つた損害額について、弁済又は賠償の責めに任ずる。

一 三 （略）

四 法令又は規約に違反する行為により投資法人に損害を与えたとき。

2
4 (略)

(商法の準用)

第一百十條 商法第二百六十六條ノ二、第二百六十六條ノ三及び第二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は執行役員及び監督役員について、同法第二百六十七條の規定は前條第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について、同法第二百七十二條の規定は投資法人について、同法第二百七十五條ノ四の規定は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十六條ノ二中「前條第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九條第一項」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、「取締役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と、「悪意ノ株主」とあるのは「投資口ノ払戻ヲ受ケタル者ノ内悪意ノモノ又八悪意ノ投資主」と、同法第二百六十六條ノ三第一項中「取締役力」とあるのは「執行役員又八監督役員力」と、「其ノ取締役」とあるのは「其ノ執行役員及監督役員」と、同條第二項中「取締役力株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若八第二百八十一條第一項ノ書類」とあるのは「執行役員又八監督役員力投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書又八投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九條第一項ノ書類」と、「但シ取締役力」とあるのは「但シ其ノ執行役員又八監督役員力」と、同條第

四 法令又は規約に違反する行為により証券投資法人に損害を与え
たとき。

2
4 (略)

(商法の準用)

第一百十條 商法第二百六十六條ノ二、第二百六十六條ノ三及び第二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は執行役員及び監督役員について、同法第二百六十七條の規定は前條第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について、同法第二百七十二條の規定は証券投資法人について、同法第二百七十五條ノ四の規定は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十六條ノ二中「前條第一項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九條第一項」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、「取締役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と、「悪意ノ株主」とあるのは「投資口ノ払戻ヲ受ケタル者ノ内悪意ノモノ又八悪意ノ投資主」と、同法第二百六十六條ノ三第一項中「取締役力」とあるのは「執行役員又八監督役員力」と、「其ノ取締役」とあるのは「其ノ執行役員及監督役員」と、同條第二項中「取締役力株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若八第二百八十一條第一項ノ書類」とあるのは「執行役員又八監督役員力投資口申込証、目論見書又八証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二十九條第一項ノ書類」と、「但シ取締役力」とあるのは「但シ其ノ執行役員又八監督役員力」と、同條第

三項中、「第二百六十六条第二項及第三項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九条第二項及第三項」と、同法第二百六十八条第一項中「取締役」とあるのは、「執行役員又ハ監督役員」と、同法第二百七十五条ノ四中、「第二百六十七条第一項ノ請求」とあるのは、「執行役員ノ責任ノ追及ニ係ル投資信託及び投資法人に関する法律第一百条ニ於テ準用スル第二百六十七条第一項ニ規定スル請求」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（事務の委託）

第百十一条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものにつき、総理府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

- 一 発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務
- 二 発行する投資口及び投資法人債の名義書換に関する事務
- 三 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務

四六（略）

（事務の委託を受けた者の義務）

第百十二条 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人のため忠実にその事務を行わなければならない。

第三項中、「第二百六十六条第二項及第三項」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条第二項及第三項」と、同法第二百六十八条第一項中「取締役」とあるのは、「執行役員又ハ監督役員」と、同法第二百七十五条ノ四中、「第二百六十七条第一項ノ請求」とあるのは、「執行役員ノ責任ノ追及ニ係ル証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一百条ニ於テ準用スル第二百六十七条第一項ニ規定スル請求」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（事務の委託）

第百十一条 証券投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものにつき、総理府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

- 一 発行する投資口の募集に関する事務
- 二 発行する投資口の名義書換に関する事務
- 三 投資証券の発行に関する事務

四六（略）

（事務の委託を受けた者の義務）

第百十二条 証券投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該証券投資法人のため忠実にその事務を行わなければならない。

2 投資法人から前条各号に掲げる業務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を行わなければならない。

(一般事務受託者の責任)

第百十三条 一般事務受託者がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その一般事務受託者は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 一般事務受託者が投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人もその責めに任ずべきときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人及び清算監督人は、連帯債務者とする。

3 (略)

(資格)

第百十五条 (略)

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第二項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者

二 当該投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的

(新設)

(一般事務受託者の責任)

第百十三条 一般事務受託者がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その一般事務受託者は、当該証券投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 一般事務受託者が証券投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人もその責めに任ずべきときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人及び清算監督人は、連帯債務者とする。

3 (略)

(資格)

第百十五条 (略)

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、証券投資法人の第百二十九条第二項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者

二 当該証券投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的

な報酬を受けている者又はその配偶者

三 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四・五 (略)

(権限等)

第百十七条 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五条第二項第一号から第四号までに該当する公認会計士、投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者である者、投資法人又はその子法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者又は資産保管会社の取締役、監査役その他の役員又は使用人である者及び投資法人若しくはその子法人又はその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用)

継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 当該証券投資法人の一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四・五 (略)

(権限等)

第百十七条 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社に対して、証券投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五条第二項第一号から第四号までに該当する公認会計士、証券投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者である者、証券投資法人又はその子法人の一般事務受託者、運用会社又は資産保管会社の取締役、監査役その他の役員又は使用人である者及び証券投資法人若しくはその子法人又はその一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用)

第百十九条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五
条、第六条第一項及び第二項、第六条の二から第六条の四まで、第
七条第一項から第四項まで、第九条から第十一条まで並びに第十七
条第二項の規定は、投資法人の会計監査人について準用する。この
場合において、同法第五条中、「前条第二項第二号」とあるのは、「投
資信託及び投資法人に関する法律第百十五条第二項第二号又は第三
号」と、同法第六条の二第一項中「監査役会」とあるのは「役員会
又は清算人会」と、同条第二項中「監査役会が選任した監査役」と
あるのは「役員会が選任した監督役員又は清算人会が選任した清算
監督人」と、同法第六条の四第一項中「監査役会」とあるのは「役
員会又は清算人会」と、同条第二項中「第四条、第五条及び第六条
の二の規定」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百
十九条において準用する第五条及び第六条の二の規定並びに同法第
百十五条の規定」と、同法第七条第一項中「取締役及び支配人その
他の使用人」とあるのは「執行役員及び清算執行人」と、同法第十
条中「第十三条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関す
る法律第百三十条第一項又は第百五十六条第一項（同法第百五十九
条第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第十一条中「
取締役又は監査役」とあるのは「執行役員、監督役員、清算執行人
、清算監督人又は一般事務受託者」と、「取締役及び監査役」とあ
るのは「執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人及び一般事
務受託者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、
政令で定める。

第百十九条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五
条、第六条第一項及び第二項、第六条の二から第六条の四まで、第
七条第一項から第四項まで、第九条から第十一条まで並びに第十七
条第二項の規定は、証券投資法人の会計監査人について準用する。
この場合において、同法第五条中「前条第二項第二号」とあるのは
「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百十五条第二項第
二号又は第三号」と、同法第六条の二第一項中「監査役会」とある
のは「役員会又は清算人会」と、同条第二項中「監査役会が選任し
た監査役」とあるのは「役員会が選任した監督役員又は清算人会が
選任した清算監督人」と、同法第六条の四第一項中「監査役会」と
あるのは「役員会又は清算人会」と、同条第二項中「第四条、第五
条及び第六条の二の規定」とあるのは「証券投資信託及び証券投資
法人に関する法律第百十九条において準用する第五条及び第六条の
二の規定並びに同法第百十五条の規定」と、同法第七条第一項中「
取締役及び支配人その他の使用人」とあるのは「執行役員及び清算
執行人」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「証券投
資信託及び証券投資法人に関する法律第百三十条第一項又は第百五
十六条第一項（同法第百五十九条第二項において準用する場合を含
む。）」と、同法第十一条中「取締役又は監査役」とあるのは「執
行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者」
と、「取締役及び監査役」とあるのは「執行役員、監督役員、清算
執行人、清算監督人及び一般事務受託者」と読み替えるものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(発行の方法)

第二百二十条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項について決定し、一の発行日ごとに、役員会の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 第八十四条第一項に規定する投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、前項の規定にかかわらず、発行期間を定め、その発行期間内における発行について、役員会の承認を一括して求めることができる。

3 (略)

4 第二項の規定による投資口の発行を行う投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同号の日ごとの発行価額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、総理府令で定める。

第二百二十一条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、投資口の発行価額その他発行の条件は、発行日ごとに均等に定めなければならない。

2 前項の場合において、投資口の発行価額は、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額としなければならない。

3 投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、投資口の発行価額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

(発行の方法)

第二百二十条 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項について決定し、一の発行日ごとに、役員会の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 第八十四条第一項に規定する証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、前項の規定にかかわらず、発行期間を定め、その発行期間内における発行について、役員会の承認を一括して求めることができる。

3 (略)

4 第二項の規定による投資口の発行を行う証券投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同号の日ごとの発行価額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、総理府令で定める。

第二百二十一条 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、投資口の発行価額その他発行の条件は、発行日ごとに均等に定めなければならない。

2 前項の場合において、投資口の発行価額は、当該証券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額としなければならない。

3 証券投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、投資口の発行価額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

(投資口申込証の作成)

第二百二十二条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。

一 三 (略)

四 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五・六 (略)

2 前項第四号に掲げる事項の細目は、総理府令で定める。

(商法等の準用)

第二百二十三条 第七十一条第一項並びに商法第七十五条第五項、第七十六条、第九十条、第二百八十条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五条第四項の規定は執行役員について、同法第七十七条第二項の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ十二の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十条ノ十五の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第四項中、「第二項第十号」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法

(投資口申込証の作成)

第二百二十二条 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。

一 三 (略)

四 運用会社の名称及びその運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五・六 (略)

2 前項第四号に掲げる事項の記載方法は、総理府令で定める。

(商法等の準用)

第二百二十三条 第七十一条第一項並びに商法第七十五条第五項、第七十六条、第九十条、第二百八十条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五条第四項の規定は執行役員について、同法第七十七条第二項の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ十二の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十条ノ十五の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第四項中、「第二項第十号」とあるのは、「証券投資信託及

律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又八信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同法第二百八十条ノ七中「発行価額又八第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と、同法第二百八十条ノ九第一項及び第二項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証若八新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(払戻請求)

第二百二十四条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一五 (略)

2 前項の請求をする投資主は、請求書に、その請求に係る投資口について投資証券が発行されているときは当該投資証券を添付して投資法人に提出しなければならない。

3 (略)

(払戻し)

第二百二十五条 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法

び証券投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又八信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同法第二百八十条ノ七中「発行価額又八第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と、同法第二百八十条ノ九第一項及び第二項中「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証若八新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(払戻請求)

第二百二十四条 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一五 (略)

2 前項の請求をする投資主は、請求書に、その請求に係る投資口について投資証券が発行されているときは当該投資証券を添付して証券投資法人に提出しなければならない。

3 (略)

(払戻し)

第二百二十五条 証券投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該証

人の保有する資産の内容に照らし公正な価額によらなければならない。

2 (略)

3 投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、総理府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

(払戻価額の公示)

第二百二十六条 投資法人は、総理府令で定めるところにより、その投資口の払戻価額をあらかじめ公示することができる。この場合においては、当該公示した価額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第二百二十七条 不公正な価額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に対して公正な価額との差額に相当する金額の支払をする義務を負う。

2 (略)

第二百二十八条 投資法人の債権者は、第二百二十四条第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた価額を投資法人に返還させることができる。

券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額によらなければならない。

2 (略)

3 証券投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、総理府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

(払戻価額の公示)

第二百二十六条 証券投資法人は、総理府令で定めるところにより、その投資口の払戻価額をあらかじめ公示することができる。この場合においては、当該公示した価額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第二百二十七条 不公正な価額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、証券投資法人に対して公正な価額との差額に相当する金額の支払をする義務を負う。

2 (略)

第二百二十八条 証券投資法人の債権者は、第二百二十四条第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた価額を証券投資法人に返還させることができる。

2 前項の規定により払戻しを受けた価額を投資法人に返還した者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。

(会計監査人の監査報告書)

第三百三十条 (略)

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令で定める方法により記載しなければならない。

一・二 (略)

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び規約に従い、投資法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は規約に違反し、投資法人の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 (略)

六 資産運用報告書(会計に関する部分に限る。)が法令及び規約に従い、投資法人の状況を正しく示しているものであるかどうか。

七・十 (略)

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第三百三十二条 (略)

2 前項の規定により払戻しを受けた価額を証券投資法人に返還した者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。

(会計監査人の監査報告書)

第三百三十条 (略)

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令で定める方法により記載しなければならない。

一・二 (略)

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び規約に従い、証券投資法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は規約に違反し、証券投資法人の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 (略)

六 資産運用報告書(会計に関する部分に限る。)が法令及び規約に従い、証券投資法人の状況を正しく示しているものであるかどうか。

七・十 (略)

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第三百三十二条 (略)

2 商法第二百八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産の評価）

第三百三十三条 投資法人は、証券取引所に上場されている有価証券その他の総理府令で定める財産について、商法第三十四条第二号並びに第三百三十九条第一項において準用する同法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四の規定にかかわらず、総理府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

2 投資法人は、特定取引のうち決算期において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業期間（当該決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百二十二条において同じ。）終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業期間の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業期間の利益又は損失とすることを相当とする額は、総理府令で定めるところにより算定するものとす

2 商法第二百八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産の評価）

第三百三十三条 証券投資法人は、証券取引所（証券取引法第二条第一項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている有価証券その他の総理府令で定める財産について、商法第三十四条第二号並びに第三百三十九条第一項において準用する同法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四の規定にかかわらず、総理府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

2 証券投資法人は、特定取引のうち決算期において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業期間（当該決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、証券投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百二十二条において同じ。）終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業期間の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業期間の利益又は損失とすることを相当とする額は、総理府令で定めるところにより算定する

る。

3 (略)

(創業費の繰延べ)

第三百三十四条 投資法人は、第六十七条第一項第十八号の規定により支出した報酬、第六十六条第一項の設立の登記のために支出した税額その他の費用であつて総理府令で定めるものを、貸借対照表上の資産の部に計上することができる。

2 前項の場合において、当該投資法人は、総理府令で定めるところにより、当該計上した金額を償却しなければならない。

(出資剰余金)

第三百三十五条 投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額を出資剰余金として積み立てなければならない。

一 (略)

二 合併により消滅した投資法人から承継した資産の価額が、その投資法人から承継した債務の額及びその投資法人の投資主に第四百七条第四号又は第四百四十八条第四号に掲げる規定により支払った金額の合計額に存続する投資法人の増加した出資総額又は合併により設立した投資法人の出資総額を加えた額を超えるとき。

その超過額

ものとする。

3 (略)

(創業費の繰延べ)

第三百三十四条 証券投資法人は、第六十七条第一項第十七号の規定により支出した報酬、第六十六条第一項の設立の登記のために支出した税額その他の費用であつて総理府令で定めるものを、貸借対照表上の資産の部に計上することができる。

2 前項の場合において、当該証券投資法人は、総理府令で定めるところにより、当該計上した金額を償却しなければならない。

(出資剰余金)

第三百三十五条 証券投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額を出資剰余金として積み立てなければならない。

一 (略)

二 合併により消滅した証券投資法人から承継した資産の価額が、その証券投資法人から承継した債務の額及びその証券投資法人の投資主に第四百七条第四号又は第四百四十八条第四号に掲げる規定により支払った金額の合計額に存続する証券投資法人の増加した出資総額又は合併により設立した証券投資法人の出資総額を加えた額を超えるとき。

その超過額

(金銭の分配)

第三百三十六条 投資法人は、投資主に対し、第三百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいう。第三項及び次条において同じ。）を超えて金銭の分配をすることができる。ただし、当該純資産額から基準純資産額を控除した額を超えることはできない。

2・3 (略)

4 第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたときは、投資法人の債権者は、当該投資法人の投資主から、その分配を受けた金額を当該投資法人に対し返還させることができる。

(利益の出資総額への組入れ)

第三百三十七条 投資法人は、第三百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

(投資主の帳簿閲覧権等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 商法第二百九十三条ノ七（第二号を除く。）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「取締役」とあるのは、「執行役員」と、「株主」とあるのは、「投資主」と、「会社

(金銭の分配)

第三百三十六条 証券投資法人は、投資主に対し、第三百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいう。第三項及び次条において同じ。）を超えて金銭の分配をすることができる。ただし、当該純資産額から基準純資産額を控除した額を超えることはできない。

2・3 (略)

4 第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたときは、証券投資法人の債権者は、当該証券投資法人の投資主から、その分配を受けた金額を当該証券投資法人に対し返還させることができる。

(利益の出資総額への組入れ)

第三百三十七条 証券投資法人は、第三百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

(投資主の帳簿閲覧権等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 商法第二百九十三条ノ七（第二号を除く。）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「取締役」とあるのは、「執行役員」と、「株主」とあるのは、「投資主」と、「会社

「とあるのは、投資法人」と読み替えるものとする。

4 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について準用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スルモノ」とあるのは、「親法人ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第二項中「前条各号」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十八条第三項ニ於テ準用スル第二百九十三条ノ七第一号第三号及第四号」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法等の準用）

第三百三十九条 商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四、第二百八十六条ノ五、第二百八十七条、第二百九十三条本文、第二百九十四条及び第二百九十四条ノ二の規定は、投資法人について準用する。この場合において、同法第二百九十四条第一項中「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第三項中「第二百三十七条ノ二第二項及第三項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項ニ於テ準用スル第二百三十七条ノ二第二項及第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 （略）

「とあるのは、証券投資法人」と読み替えるものとする。

4 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について準用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スルモノ」とあるのは、「親法人ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第二項中「前条各号」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百三十八条第三項ニ於テ準用スル第二百九十三条ノ七第一号第三号及第四号」と、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法等の準用）

第三百三十九条 商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四、第二百九十三条本文、第二百九十四条及び第二百九十四条ノ二の規定は、証券投資法人について準用する。この場合において、同法第二百九十四条第一項中「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同条第三項中「第二百三十七条ノ二第二項及第三項」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十四条第一項ニ於テ準用スル第二百三十七条ノ二第二項及第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 （略）

第九節の二 投資法人債

(新設)

(募集の決定)

第百三十九条の二 投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めた投資法人は、規約に定める額を限度として、投資法人債を募集することができる。

(新設)

2 執行役員は、前項の場合においては、役員会の承認を受けなければならない。

(投資法人債管理会社の設置)

(新設)

第百三十九条の三 投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理会社を定め、投資法人債に係る債権者（以下「投資法人債権者」という。）のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各投資法人債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(募集発行の方法)

(新設)

第百三十九条の四 投資法人債の募集に応じようとする者は、投資法人債申込証に引き受けようとする投資法人債の数及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

2 執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資法人債申込証を作成しなければならない。

3	投資法人は、前項第十四号に掲げる事項の記載がない場合において
	一 投資法人の商号並びに第八十七条の登録年月日及び登録番号並びに投資法人債管理会社の名称 二 申込みの対象が投資法人債である旨 三 投資法人債の総額 四 各投資法人債の金額 五 投資法人債の利率 六 投資法人債の償還の方法及び期限 七 利息支払の方法及び期限 八 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容 九 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要 十 資産保管会社の名称 十一 数回に分けて投資法人債の払込みを行わせるときは、その払込みの金額及び時期 十二 投資法人債の発行の価額又はその最低価額 十三 第三百二十九条の六第一項において準用する商法第三百八条に規定する別段の定めがあるときは、その規定 十四 投資法人債の応募額が総額に達しない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称 十五 名義書換代理人を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

て、投資法人債の応募額が投資法人債申込証に記載した投資法人債の総額に達しないときは、当該投資法人債を発行してはならない。

4 商法第三百一条第四項の規定は、投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資法人債管理会社の権限等）

第三百三十九条の五 投資法人債管理会社は、投資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 投資法人債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知られたる投資法人債権者にはその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、投資法人債権者は、投資法人債券と引換えに投資法人債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

4 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてするその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為（第一項に規定

（新設）

するものを除く。）

5 第二項の規定は、投資法人債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

6 投資法人債管理会社は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項に規定する行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該投資法人債を発行した投資法人並びにその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する調査をすることができ。

7 商法第二百九十七条ノ二、第二百九十七条ノ三及び第三百九条ノ四から第三百十四条までの規定は、投資法人債管理会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資法人債に関する商法等の準用等）

第三百三十九条の六 商法第二百三条の規定は投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項及び第二項の規定は投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで、第三百二条、第三百三条、第三百六条から第三百八条まで、第三百十五条から第三百十七条まで及び第三百十九条から第三百四十一条まで並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条の規定は投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債

（新設）

、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について、民法第三百六十五条の規定は記名の投資法人債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百二条中「前条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十三号」と、同法第三百十七條第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 投資法人が発行する投資法人債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

（規約の変更）

第四百四十条 （略）

2 商法第三百四十二条第二項の規定は前項の投資主総会について、同法第三百四十三条の規定は同項の決議について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十二条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、「第二百三十二条」とあるのは「投資信託及び

（規約の変更）

第四百四十条 （略）

2 商法第三百四十二条第二項の規定は前項の投資主総会について、同法第三百四十三条の規定は同項の決議について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十二条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、「第二百三十二条」とあるのは「証券投資信託

投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第三百四十三条中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

（投資口の払戻しに係る規約の変更）

第四百四十一条（略）

2 前条第一項の規定による規約の変更のうち、投資口の払戻しの請求に応じることとする規約の変更は、投資法人債の残高が存しない場合に限り、することができる。

（最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更）

第四百四十二条 商法第百条及び第三百七十六条第三項の規定は規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて、同法第三百八十条第一項及び第二項の規定は最低純資産額の減少の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二百二十三条第二項及び商法第百六条の規定は、前項において準用する同法第三百八十条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条中「会社」とあるのは、「投資法人」と読

及び証券投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第三百四十三条中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

（投資口の払戻しに係る規約の変更）

第四百四十一条（略）

（新設）

（最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更）

第四百四十二条 商法第百条の規定は規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて、同法第三百八十条第一項及び第二項の規定は最低純資産額の減少の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百条第一項及び第三項中「会社」とあるのは「証券投資法人」と、同法第三百八十条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとする。

2 第二百二十三条第二項及び商法第百六条の規定は、前項において準用する同法第三百八十条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条中「会社」とあるのは、「証券投資法人」と

み替えるものとする。

(解散事由)

第四百四十三条 投資法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 七 (略)

(商法の準用)

第四百四十四条 商法第五十八条、第五十九条、第四百五条及び第四百六条ノ二の規定は投資法人について、同法第四百七条の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八條第一項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、同条第二項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、同法第四百五条中「第三百四十三条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四百十條第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併)

第四百四十五条 投資法人は、他の投資法人と合併することができる。

2 解散後の投資法人は、合併することができない。

と読み替えるものとする。

(解散事由)

第四百四十三条 証券投資法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 七 (略)

(商法の準用)

第四百四十四条 商法第五十八条、第五十九条、第四百五条及び第四百六条ノ二の規定は証券投資法人について、同法第四百七条の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八條第一項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、同条第二項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、同法第四百五条中「第三百四十三条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第四百十條第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併)

第四百四十五条 証券投資法人は、他の証券投資法人と合併することができる。

2 解散後の証券投資法人は、合併することができない。

(合併のための払戻しの停止)

第四百四十六条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、合併協議及び合併を行うため、払戻しの停止期間を公告し又は各投資主に通知して投資口の払戻しを停止することができる。

2・3 (略)

(合併契約書の記載事項)

第四百四十七条 合併する投資法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する投資法人(以下「存続法人」という。)が合併によつて規約の変更をするときは、その規定

二 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数及び合併によつて消滅する投資法人(以下「消滅法人」という。)の投資主に對する投資口の割当てに関する事項

三・四 (略)

五 各投資法人において第五百十条第一項において準用する商法第四百八条第一項の承認の決議をする投資主総会の期日

六 (略)

七 各投資法人が合併の日までに金銭の分配をするときは、その限度額

八・九 (略)

十 存続法人が合併に際して資産の運用を行う投資信託委託業者を変更するときは、新たな投資信託委託業者の名称及び当該投資信

(合併のための払戻しの停止)

第四百四十六条 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、合併協議及び合併を行うため、払戻しの停止期間を公告し又は各投資主に通知して投資口の払戻しを停止することができる。

2・3 (略)

(合併契約書の記載事項)

第四百四十七条 合併する証券投資法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する証券投資法人(以下「存続法人」という。)が合併によつて規約の変更をするときは、その規定

二 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数及び合併によつて消滅する証券投資法人(以下「消滅法人」という。)の投資主に對する投資口の割当てに関する事項

三・四 (略)

五 各証券投資法人において第五百十条第一項において準用する商法第四百八条第一項の承認の決議をする投資主総会の期日

六 (略)

七 各証券投資法人が合併の日までに金銭の分配をするときは、その限度額

八・九 (略)

十 存続法人が合併に際して運用会社を変更するときは、新たな運用会社の名称及び当該運用会社と締結する資産の運用に係る委託

託委託業者と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項

十一（略）

第四百四十八条 合併によつて投資法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併によつて設立する投資法人（以下「新設法人」という。）の規約の規定

二七七（略）

八 新設法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び当該投資信託委託業者と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項

九（略）

（商法等の準用）

第五百十条 商法第五十六条第三項、第二百二条、第二百三条、第四百八条第一項から第三項まで、第四百八条ノ二、第四百八条ノ三、第四百十二条、第四百十五条第一項及び第二項並びに第四百十六條第二項の規定は投資法人について、同法第二百八条及び第二百九条第三項の規定は投資口を併合しない場合において合併によつて消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について、同法第四百十四条ノ二の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二条中「前条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第七十条」と、同法第四百八条第二項中「第二百三十

契約に関する事項

十一（略）

第四百四十八条 合併によつて証券投資法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併によつて設立する証券投資法人（以下「新設法人」という。）の規約の規定

二七七（略）

八 新設法人の運用会社の名称及び当該運用会社と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項

九（略）

（商法等の準用）

第五百十条 商法第五十六条第三項、第二百二条、第二百三条、第四百八条第一項から第三項まで、第四百八条ノ二、第四百八条ノ三、第四百十二条並びに第四百十五条第一項及び第二項の規定は証券投資法人について、同法第二百八条及び第二百九条第三項の規定は投資口を併合しない場合において合併によつて消滅する証券投資法人の投資口を目的とする質権について、同法第四百十四条ノ二の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二条中「前条」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十条」と、同法第四百八条第二項中「第二百三十二

二条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同条第三項中「第三百四十三条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十条第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と、同法第四百八条ノ二第一項中「前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主総会ノ会日ノ二週間前（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又八通知ノ日中最初ノ日）」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主総会ノ会日（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又八通知ノ日中最初ノ日）」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八合併契約書ヲ作リタル日）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十四条第二項並びに商法第一百五条第一項及び第二項、第六

「とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同条第三項中「第三百四十三条」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第四百四十条第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と、同法第四百八条ノ二第一項中「前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主総会ノ会日ノ二週間前（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又八通知ノ日中最初ノ日）」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主総会ノ会日（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又八通知ノ日中最初ノ日）」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八合併契約書ヲ作リタル日）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十四条第二項並びに商法第一百五条第一項及び第二項、第六

条、第百十条並びに第百十一条の規定は、前項において準用する同法第四百十五条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条、第百十条及び第百十一条中「会社」とあるのは、「投資法人」と読み替えるものとする。

（清算執行人等の決定等）

第百五十一条 投資法人が解散したときは、次に掲げる事由による場合を除くほか、執行役員が清算執行人と、監督役員が清算監督人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は投資主総会において他人を選任したときは、この限りでない。

一 四 （略）

2 （略）

3 金融再生委員会は、特別清算が開始した場合を除くほか、投資法人が第一項第二号に掲げる事由により解散した場合又は第百六十三条第二項において準用する商法第百三十八条前段の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散した場合においては職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

4 投資法人が解散したときは、第一項第一号に掲げる事由による場合を除くほか、投資法人に、清算執行人及び清算監督人により構成する清算人会を置く。

（清算執行人等の解任）

条、第百十条並びに第百十一条の規定は、前項において準用する同法第四百十五条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条、第百十条及び第百十一条中「会社」とあるのは、「証券投資法人」と読み替えるものとする。

（清算執行人等の決定等）

第百五十一条 証券投資法人が解散したときは、次に掲げる事由による場合を除くほか、執行役員が清算執行人と、監督役員が清算監督人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は投資主総会において他人を選任したときは、この限りでない。

一 四 （略）

2 （略）

3 金融再生委員会は、特別清算が開始した場合を除くほか、証券投資法人が第一項第二号に掲げる事由により解散した場合又は第百六十三条第二項において準用する商法第百三十八条前段の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散した場合においては職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

4 証券投資法人が解散したときは、第一項第一号に掲げる事由による場合を除くほか、証券投資法人に、清算執行人及び清算監督人により構成する清算人会を置く。

（清算執行人等の解任）

第百五十三条 金融再生委員会は、投資法人の清算（特別清算を除く。）の場合において、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を解任することができる。この場合において、金融再生委員会は、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

（清算執行人等の報酬）

第百五十四条 （略）

2 第百五十一条第二項若しくは第三項又は前条の規定により選任された清算執行人又は清算監督人は、清算に係る投資法人から報酬を受けることができる。この場合において、報酬の額は、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会が定める。

（財産の調査）

第百五十五条 清算執行人は、就任したときは、遅滞なく、投資法人の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2・3 （略）

（会計監査人の監査報告書）

第百五十六条 （略）

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令で定める方法により記載しなければならない。

第百五十三条 金融再生委員会は、証券投資法人の清算（特別清算を除く。）の場合において、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を解任することができる。この場合において、金融再生委員会は、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

（清算執行人等の報酬）

第百五十四条 （略）

2 第百五十一条第二項若しくは第三項又は前条の規定により選任された清算執行人又は清算監督人は、清算に係る証券投資法人から報酬を受けることができる。この場合において、報酬の額は、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会が定める。

（財産の調査）

第百五十五条 清算執行人は、就任したときは、遅滞なく、証券投資法人の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2・3 （略）

（会計監査人の監査報告書）

第百五十六条 （略）

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令で定める方法により記載しなければならない。

一・二（略）

三 財産目録及び貸借対照表が法令及び規約に従い、投資法人の財産の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 財産目録又は貸借対照表が法令又は規約に違反し、投資法人の財産の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五、七（略）

（財産目録等の承認等）

第百五十七条（略）

2・3（略）

4 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と読み替えるものとする。

第百六十条（略）

2・3（略）

4 商法第四百二十七条第二項の規定は、清算執行人が第一項の承認（前項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認）を受けた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「会社」とあるのは「投資法人」と、「清算人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

一・二（略）

三 財産目録及び貸借対照表が法令及び規約に従い、証券投資法人の財産の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 財産目録又は貸借対照表が法令又は規約に違反し、証券投資法人の財産の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五、七（略）

（財産目録等の承認等）

第百五十七条（略）

2・3（略）

4 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

第百六十条（略）

2・3（略）

4 商法第四百二十七条第二項の規定は、清算執行人が第一項の承認（前項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認）を受けた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「会社」とあるのは「証券投資法人」と、「清算人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

（清算の監督命令）

第百六十二条 金融再生委員会は、投資法人の清算（特別清算を除く。）の場合において、必要があると認めるときは、当該投資法人又はその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

（商法等の準用）

第百六十三条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百二十二条から第四百二十四条まで、第四百二十五条本文、第四百二十六条第一項並びに第四百二十九条の規定は投資法人の清算について、第九十条第一項、第九十六条、第九十七条第三項及び第四項並びに第百三十八条、第九十四条第一項において準用する同法第二百三十二条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条並びに第二百四十四条第三項及び第四項、第九十九条第一項において準用する同法第七十八条並びに第二百六十三条第一項、第二項及び第四項並びに第百十条において準用する同法第二百七十二條の規定は清算執行人について、第九十条第二項、第百一条から第百三条まで、第百四条において準用する同法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ二並びに第百十条において準用する同法第二百七十五条ノ四の規定は清算監督人について、第百六条、第百七条第一項及び第百八条の規定は清算人会について

（清算の監督命令）

第百六十二条 金融再生委員会は、証券投資法人の清算（特別清算を除く。）の場合において、必要があると認めるときは、当該証券投資法人又はその一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

（商法等の準用）

第百六十三条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百二十二条から第四百二十四条まで、第四百二十五条本文、第四百二十六条第一項並びに第四百二十九条の規定は証券投資法人の清算について、第九十条第一項、第九十六条、第九十七条第三項及び第四項並びに第百三十八条、第九十四条第一項において準用する同法第二百三十二条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条並びに第二百四十四条第三項及び第四項、第九十九条第一項において準用する同法第七十八条並びに第二百六十三条第一項、第二項及び第四項並びに第百十条において準用する同法第二百七十二條の規定は清算執行人について、第九十条第二項、第百一条から第百三条まで、第百四条において準用する同法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ二並びに第百十条において準用する同法第二百七十五条ノ四の規定は清算監督人について、第百六条、第百七条第一項及び第百八条の規定は清算人会につ

、第九十九条、第九十四条第一項において準用する同法第二百三十七
条ノ三、第二百四十四条第二項、第二百四十七条及び第二百四十九
条、第九十九条第一項において準用する同法第二百五十四条第三項
、第二百五十四条ノ三及び第二百五十八条並びに第一百十條において
準用する同法第二百六十六條ノ二から第二百六十八條ノ三までの規
定は清算執行人及び清算監督人について、同法第四百二十八條第一
項及び第二項の規定は投資法人の設立の無効について、同法第七十
条ノ二の規定は第七十三條第三項において準用する同法第六十七
条ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について、それぞ
れ準用する。この場合において、同法第二百四十四條第二項中「会
社ヲ代表スベキ清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第二百
五條第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会（特別清算ノ
トキハ裁判所）」と、同法第二百二十九條第二項中「業務執行社員ガ
清算人ト」とあるのは「執行役員ガ清算執行人ト」と、同法第三項
中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会又ハ裁判所」と、「清算
人」とあるのは「清算執行人」と、「会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又
八数人ガ」とあるのは「数人ガ」と、同法第四百二十三條第一項中
「第四百二十一條第一項ノ」とあるのは「投資信託及び投資法人に
関する法律第五百五十八條第一項ノ」と、同法第二項中「裁判所」と
あるのは「金融再生委員会（特別清算ノトキハ裁判所）」と、同法
第四百二十六條第一項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会又
ハ裁判所」と、同法第四百二十九條中「裁判所」とあるのは「金融
再生委員会（特別清算ノトキハ裁判所）」と読み替えるものとする

いて、第九十九条、第九十四条第一項において準用する同法第二百三
十七條ノ三、第二百四十四条第二項、第二百四十七条及び第二百四
十九條、第九十九条第一項において準用する同法第二百五十四条第
三項、第二百五十四条ノ三及び第二百五十八条並びに第一百十條にお
いて準用する同法第二百六十六條ノ二から第二百六十八條ノ三まで
の規定は清算執行人及び清算監督人について、同法第四百二十八條
第一項及び第二項の規定は証券投資法人の設立の無効について、同
法第七十條ノ二の規定は第七十三條第三項において準用する同法
第六十七條ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について
、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十四條第二
項中「会社ヲ代表スベキ清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法
第二百二十五條第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会（特
別清算ノトキハ裁判所）」と、同法第二百二十九條第二項中「業務執
行社員ガ清算人ト」とあるのは「執行役員ガ清算執行人ト」と、同
法第三項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会又ハ裁判所」と
、「清算人」とあるのは「清算執行人」と、「会社ヲ代表スベキ者
ヲ定メ又八数人ガ」とあるのは「数人ガ」と、同法第四百二十三條
第一項中「第四百二十一條第一項ノ」とあるのは「証券投資信託及
び証券投資法人に関する法律第五百五十八條第一項ノ」と、同法第二
項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会（特別清算ノトキハ裁
判所）」と、同法第四百二十六條第一項中「裁判所」とあるのは「
金融再生委員会又ハ裁判所」と、同法第四百二十九條中「裁判所」
とあるのは「金融再生委員会（特別清算ノトキハ裁判所）」と読み

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 第九十四条第二項において準用する商法第八十八条、第一百五条第三項及び第四項並びに第九十九条並びに同法第一百条及び第三百三十八条前段の規定は、前項において準用する同法第四百二十八条第一項の規定による投資法人の設立の無効の訴えについて準用する。

（投資法人の特別清算）

- 第六百六十四条 裁判所は、投資法人に次に掲げる事由があると認めるときは、債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主の申立てにより、当該投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

一・二（略）

- 2 投資法人に債務超過の疑いがあるときは、清算執行人は前項の申立てをしなければならない。
- 3 金融再生委員会は、投資法人に第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、裁判所に対してその旨を通告することができる。この場合においては、裁判所は、職権で、当該投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

- 4 商法第三百八十三条から第三百八十五条まで、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十一条まで、第四百四十二条（同条第一項において同法第三百二十一条第二項の規定を準用する部分を除く。）、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条から第四百五十五条まで及び第四

替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 第九十四条第二項において準用する商法第八十八条、第一百五条第三項及び第四項並びに第九十九条並びに同法第一百条及び第三百三十八条前段の規定は、前項において準用する同法第四百二十八条第一項の規定による証券投資法人の設立の無効の訴えについて準用する。

（証券投資法人の特別清算）

- 第六百六十四条 裁判所は、証券投資法人に次に掲げる事由があると認めるときは、債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主の申立てにより、当該証券投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

一・二（略）

- 2 証券投資法人に債務超過の疑いがあるときは、清算執行人は前項の申立てをしなければならない。
- 3 金融再生委員会は、証券投資法人に第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、裁判所に対してその旨を通告することができる。この場合においては、裁判所は、職権で、当該証券投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

- 4 商法第三百八十三条から第三百八十五条まで、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十一条まで、第四百四十二条（同条第一項において同法第三百二十一条第二項の規定を準用する部分を除く。）、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条から第四百五十五条まで及び第四

百五十六条第一項（同法第四百条の規定を準用する部分を除く。）の規定は、投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十二条中「前条第一項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第一項」と、同法第四百三十四条中「清算人」とあるのは、「清算執行人及清算監督人」と、同法第四百三十五条第一項中「清算人」とあるのは、「清算執行人又八清算監督人」と、同条第二項中「清算人ガ欠ケタルトキ」とあるのは「清算執行人若八清算監督人タル者ナキトキ」と、同法第四百三十九条第一項及び第二項、第四百四十一条第一項並びに第四百四十三条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百四十四条第四項及び第四百五十二条第二項において準用する同法第三百九十条第一項中「発起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人、一般事務受託者、資産ノ運用ヲ行フ投資信託委託業者及資産保管会社」と、同法第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百四十九条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百五十二条第一項中「清算人、監査役」とあるのは「清算執行人、清算監督人」と、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項において準用する同法第三百八十八条第二項中「発起人、取締役又八監査役」とあるのは「設立企画人、執行役員、監

百五十六条第一項（同法第四百条の規定を準用する部分を除く。）の規定は、証券投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十二条中「前条第一項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六十四条第一項」と、同法第四百三十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人及清算監督人」と、同法第四百三十五条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人又八清算監督人」と、同条第二項中「清算人ガ欠ケタルトキ」とあるのは「清算執行人若八清算監督人タル者ナキトキ」と、同法第四百三十九条第一項及び第二項、第四百四十一条第一項並びに第四百四十三条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百四十四条第四項及び第四百五十二条第二項において準用する同法第三百九十条第一項中「発起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人、一般事務受託者、運用会社及資産保管会社」と、同法第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百四十九条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百五十二条第一項中「清算人、監査役」とあるのは「清算執行人、清算監督人」と、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項において準用する同法第三百八十八条第二項中「発起人、取締役又八監査役」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算

「督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、同法第四百五十三条中、「发起人、取締役、監査役又ハ清算人」とあるのは、「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第六項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第七十五条ニ於テ準用スル第百九十三条第一項、同法第百九条又ハ同法第百六十三条第一項」と、同法第四百五十四条第一項中、「发起人、取締役、監査役又ハ清算人」とあるのは、「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、同法第四百五十六条において準用する同法第三百九十九条中、「第三百八十一条第一項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 商法第三百八十七条第二項の規定は、投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

6 (略)

(投資法人に係る登記)

第百六十五条 この法律及びこの法律において準用する商法の規定により投資法人について登記すべき事項は、当事者の請求により、投

「執行人又ハ清算監督人」と、同法第四百五十三条中、「发起人、取締役、監査役又ハ清算人」とあるのは、「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十一条第六項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第七十五条ニ於テ準用スル第百九十三条第一項、同法第百九条又ハ同法第百六十三条第一項」と、同法第四百五十四条第一項中、「发起人、取締役、監査役又ハ清算人」とあるのは、「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、同法第四百五十六条において準用する同法第三百九十九条中、「第三百八十一条第一項」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百六十四条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 商法第三百八十七条第二項の規定は、証券投資法人の特別清算終結の決定又は証券投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

6 (略)

(証券投資法人に係る登記)

第百六十五条 この法律及びこの法律において準用する商法の規定により証券投資法人について登記すべき事項は、当事者の請求により

資法人の本店の所在地において登記しなければならない。

- 2 商法第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は、投資法人について準用する。

（設立の登記）

第百六十六条 投資法人の設立の登記は、第七十三条第一項の調査の手続が終了した日（同条第二項の場合においては、創立総会が終了した日）から二週間以内に行わなければならない。

- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 六 （略）

七 数人の執行役員が共同して投資法人を代表することを定めたときは、その規定

- 3 商法第六十一条及び第六十六条の規定は投資法人について、同法第六十七条ノ二の規定は執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（解散の登記）

第百六十九条 投資法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第百七十条 投資法人が合併したときは二週間以内に、存続法人につ

、証券投資法人の本店の所在地において登記しなければならない。

- 2 商法第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は、証券投資法人について準用する。

（設立の登記）

第百六十六条 証券投資法人の設立の登記は、第七十三条第一項の調査の手続が終了した日（同条第二項の場合においては、創立総会が終了した日）から二週間以内に行わなければならない。

- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 六 （略）

七 数人の執行役員が共同して証券投資法人を代表することを定めたときは、その規定

- 3 商法第六十一条及び第六十六条の規定は証券投資法人について、同法第六十七条ノ二の規定は執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（解散の登記）

第百六十九条 証券投資法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第百七十条 証券投資法人が合併したときは二週間以内に、存続法人

いては変更の登記、消滅法人については解散の登記、新設法人については第百六十六条第一項に規定する登記をしなければならない。

(設立無効の登記)

第百七十一条 投資法人の設立を無効とする判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

(合併無効の登記)

第百七十二条 投資法人の合併を無効とする判決が確定したときは、存続法人については変更の登記、新設法人については解散の登記、消滅法人については回復の登記をしなければならない。

(清算執行人等の登記)

第百七十三条 執行役員が清算執行人となつたときは投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 数人の清算執行人が共同して投資法人を代表すべき定めがあるときは、その定め

2 監督役員が清算監督人となつたときは投資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督人の選任があつたときは二週間以内に、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

については変更の登記、消滅法人については解散の登記、新設法人については第百六十六条第一項に規定する登記をしなければならない。

(設立無効の登記)

第百七十一条 証券投資法人の設立を無効とする判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

(合併無効の登記)

第百七十二条 証券投資法人の合併を無効とする判決が確定したときは、存続法人については変更の登記、新設法人については解散の登記、消滅法人については回復の登記をしなければならない。

(清算執行人等の登記)

第百七十三条 執行役員が清算執行人となつたときは証券投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 数人の清算執行人が共同して証券投資法人を代表すべき定めがあるときは、その定め

2 監督役員が清算監督人となつたときは証券投資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督人の選任があつたときは二週間以内に、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

3 (略)

(特別清算開始等の登記)

第百七十四条 投資法人に対する特別清算開始の命令があつたときは、直ちにその登記をしなければならない。

2 前項及び商法第三百八十七条第一項の規定は、投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算終了の登記)

第百七十五条 投資法人の清算が終了したときは、第百六十条第一項に規定する清算人会の承認(同条第三項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認)があつた後二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(登記簿)

第百七十六条 登記所に、投資法人登記簿を備える。

(合併の登記の申請)

第百七十九条 投資法人の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(特別清算開始等の登記)

第百七十四条 証券投資法人に対する特別清算開始の命令があつたときは、直ちにその登記をしなければならない。

2 前項及び商法第三百八十七条第一項の規定は、証券投資法人の特別清算終結の決定又は証券投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

(清算終了の登記)

第百七十五条 証券投資法人の清算が終了したときは、第百六十条第一項に規定する清算人会の承認(同条第三項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認)があつた後二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(登記簿)

第百七十六条 登記所に、証券投資法人登記簿を備える。

(合併の登記の申請)

第百七十九条 証券投資法人の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 第五百五十条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該投資法人にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 六（略）

第百八十条 投資法人の合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三（略）

（商業登記法の準用）

第百八十二条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで、第七条から第十六条まで、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十六条まで、第三十四条から第四十二条まで、第五十五条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十一条、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第七十九条、第八十一条、第八十八条、第一百七条から第一百二十二条まで、第百十三條の二から第百十三條の六まで並びに第百十四条から第百二十条までの規定は、投資法人に関する登記について準用す

三 第五百五十条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該証券投資法人にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 六（略）

第百八十条 証券投資法人の合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三（略）

（商業登記法の準用）

第百八十二条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで、第七条から第十六条まで、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十六条まで、第三十四条から第四十二条まで、第五十五条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十一条、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第七十九条、第八十一条、第八十八条、第一百七条から第一百二十二条まで、第百十三條の二から第百十三條の六まで並びに第百十四条から第百二十条までの規定は、証券投資法人に関する登記について準

る。この場合において、同法第三十五条の二第一項中「発起人又は社員（以下この節において「発起人等」という。）」とあるのは、「設立企画人」と、同条第二項、同法第三十六条第一項及び第三項並びに同法第三十七条中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、同法第三十八条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、同条第五項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第四十一条第一項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、同法第六十一条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、同条第三項中「会社を代表すべき清算人の」とあるのは「清算執行人の」と、「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第五百五十一条第一項本文の規定により就任した清算執行人」と、同法第六十四条第二項中「商法第三百三十四条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十五条」と、「清算人がその計算の承認を得た」とあるのは「清算執行人が同法第六十条第一項に規定する清算人会の承認（同条第三項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認）を得た」と、同法第七十九条第一項中「株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第八十一条中「取締役、代表取締役又は監査役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同法第八十八条中「名義書換代理人又は登録機関」とあるのは「新たに投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者」と、「定款及びこれらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、同法第三十五条の二第一項中「発起人又は社員（以下この節において「発起人等」という。）」とあるのは「設立企画人」と、同条第二項、同法第三十六条第一項及び第三項並びに同法第三十七条中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、同法第三十八条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、同条第五項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第四十一条第一項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、同法第六十一条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、同条第三項中「会社を代表すべき清算人の」とあるのは「清算執行人の」と、「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百五十一条第一項本文の規定により就任した清算執行人」と、同法第六十四条第二項中「商法第三百三十四条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十五条」と、「清算人がその計算の承認を得た」とあるのは「清算執行人が同法第六十条第一項に規定する清算人会の承認（同条第三項の場合は、同項に規定する投資主総会の承認）を得た」と、同法第七十九条第一項中「株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第八十一条中「取締役、代表取締役又は監査役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同法第八十八条中「名義書換代理人又は登録機関」とあるのは「新たに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者」と、「定款及びこれらの者」とあるのは「その者」と読み替え

るものとする。

（金融再生委員会が選任した検査役等の報酬）

第八十三条 第五十四条第二項の規定は、金融再生委員会がこの法律において準用する商法の規定により選任した投資法人の検査役、仮執行役員等（執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人の職務を一時行すべき者をいう。次条第一項において同じ。）及び鑑定人について準用する。

（金融再生委員会の嘱託登記）

第八十四条 金融再生委員会は、次の各号のいずれかの場合においては、当該投資法人の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

一・二（略）

三 第四百三十三条第六号又は第七号に掲げる事由により投資法人が解散したとき。

2（略）

（非訟事件手続法等の準用）

第八十五条 非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二項、第三百二十二条ノ五、第三百二十二条ノ六、第三百三十三条ノ二から第三百三十五条ノ八まで、第三百三十九条（第二号、第三号及び第八号を除く。）並びに第四百十条の規定は投資法人について、同法第三百三十五条

（金融再生委員会が選任した検査役等の報酬）

第八十三条 第五十四条第二項の規定は、金融再生委員会がこの法律において準用する商法の規定により選任した証券投資法人の検査役、仮執行役員等（執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人の職務を一時行すべき者をいう。次条第一項において同じ。）及び鑑定人について準用する。

（金融再生委員会の嘱託登記）

第八十四条 金融再生委員会は、次の各号のいずれかの場合においては、当該証券投資法人の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

一・二（略）

三 第四百三十三条第六号又は第七号に掲げる事由により証券投資法人が解散したとき。

2（略）

（非訟事件手続法等の準用）

第八十五条 非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二項、第三百二十二条ノ五、第三百二十二条ノ六、第三百三十三条ノ二から第三百三十五条ノ八まで、第三百三十九条（第二号、第三号及び第八号を除く。）並びに第四百十条の規定は証券投資法人について、同法第三百三十

ノ三十の規定は投資法人の解散を命ずる判決が確定した場合について、同法第三百三十六条前段、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条前段、第三百三十七条ノ二、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三から第三百三十八条ノ十五までの規定は投資法人の特別清算について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百三十四条第二項から第四項まで、第三百三十四条ノ二、第三百三十四条ノ四及び第三百三十五条ノ三第三項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、同法第三百三十九条第七号中「株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効」とあるのは「最低純資産額ノ減少ノ無効」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第八号ハの規定は、投資法人について準用する。この場合において、同号ハ中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるものとする。

3 （略）

（国税徴収法等の適用）

第百八十六条 投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第三十四条及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

第二章 投資法人の業務

五条ノ三十の規定は証券投資法人の解散を命ずる判決が確定した場合について、同法第三百三十六条前段、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条前段、第三百三十七条ノ二、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三から第三百三十八条ノ十五までの規定は証券投資法人の特別清算について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百三十四条第二項から第四項まで、第三百三十四条ノ二、第三百三十四条ノ四及び第三百三十五条ノ三第三項中「法務大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、同法第三百三十九条第七号中「株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効」とあるのは「最低純資産額ノ減少ノ無効」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第八号ハの規定は、証券投資法人について準用する。この場合において、同号ハ中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるものとする。

3 （略）

（国税徴収法等の適用）

第百八十六条 証券投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第三十四条及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

第二章 証券投資法人の業務

(登録)

第百八十七条 投資法人は、金融再生委員会の登録を受けなければ、資産の運用として第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。

(登録の申請)

第百八十八条 前条の登録を受けようとする投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項

二 (略)

三 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び住所

四 投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 (略)

六 規約において投資法人の存立の時期又は解散の事由を定め、
るときは、その規定

七 (略)

2 前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項が当該投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

(登録)

第百八十七条 証券投資法人は、金融再生委員会の登録を受けなければ、第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。

(登録の申請)

第百八十八条 前条の登録を受けようとする証券投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 (略)

三 運用会社の名称及び住所

四 運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 (略)

六 規約において証券投資法人の存立の時期又は解散の事由を定め、
ているときは、その規定

七 (略)

2 前項の登録申請書には、当該証券投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項が当該証券投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

二 (略)

三 投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

四 (略)

(登録の実施)

第百八十九条 金融再生委員会は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資法人登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 金融再生委員会は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした投資法人に通知しなければならない。

3 金融再生委員会は、投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第百九十条 金融再生委員会は、登録の申請をした投資法人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 第九十六条に規定する者を執行役員とし、又は第百一条各号に

二 (略)

三 運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

四 (略)

(登録の実施)

第百八十九条 金融再生委員会は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券投資法人登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 金融再生委員会は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした証券投資法人に通知しなければならない。

3 金融再生委員会は、証券投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第百九十条 金融再生委員会は、登録の申請をした証券投資法人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 第九十六条各号に該当する者を執行役員とし、又は第百一条各

該当する者を監督役員としているとき。

四 (略)

五 投資信託委託業者以外の者又は第二百条各号に該当する投資信託委託業者に資産の運用を委託しているとき。

六 (略)

2 金融再生委員会は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請をした投資法人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十一条 登録投資法人は、第八十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資法人登録簿に登録しなければならない。

(解散の届出等)

第九十二条 登録投資法人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 登録投資法人が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、第八十七条の登録は、その効力を失う。

号に該当する者を監督役員としているとき。

四 (略)

五 第九十九条各号に該当する法人以外の者又は第二百条各号に該当する法人を運用会社としているとき。

六 (略)

2 金融再生委員会は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請をした証券投資法人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十一条 登録証券投資法人は、第八十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券投資法人登録簿に登録しなければならない。

(解散の届出等)

第九十二条 登録証券投資法人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 登録証券投資法人が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、第八十七条の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

第一款 業務の範囲

（資産の運用の範囲）

第百九十三条 登録投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特定資産について次に掲げる取引を行うことができる。

一 （略）

二 有価証券の貸借

三 不動産の取得又は譲渡

四 不動産の貸借

五 不動産の管理の委託

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める取引

（削る）

2 登録投資法人は、前項の規定によるほか、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特定資産以外の資産についてその取得又は譲渡その他の取引を行うことができる。

（資産の運用の制限）

第百九十四条 登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、取得してはならない。

第二節 業務の範囲

（資産の運用の範囲）

第百九十三条 登録証券投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、その資産の運用として次に掲げる取引その他有価証券に関連する取引を行うことができる。

一 （略）

二 有価証券指数等先物取引

三 有価証券オプション取引

四 外国市場証券先物取引

五 有価証券店頭指数等先渡取引

六 有価証券店頭オプション取引

七 有価証券店頭指数等スワップ取引

2 登録証券投資法人は、前項の規定によるほか、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、その資産の運用として有価証券以外の資産についてその取得又は譲渡その他の取引を行うことができる。

（資産の運用の制限）

第百九十四条 登録証券投資法人は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、取得してはならない。

一・二（略）

第百九十五条 登録投資法人は、次に掲げる者との間において第百九十三条に規定する行為（同条第一項第五号に掲げる取引その他登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として政令で定める行為を除く。）を行つてはならない。

一（略）

二 その資産の運用を行う投資信託委託業者

三（略）

（投資法人の発行する投資証券等の募集等）

第百九十六条 投資法人の執行役員は、当該投資法人の発行する投資証券等の募集等に係る事務を行つてはならない。

2 投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該投資信託委託業者が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定若しくは第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより投資法人が投資証券を発行しない場合又は第百三十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規

一・二（略）

第百九十五条 登録証券投資法人は、次に掲げる者との間において第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。ただし、登録証券投資法人の投資主の保護に欠けるおそれのない行為として金融再生委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

一（略）

二 その運用会社

三（略）

（証券投資法人の発行する投資証券の募集等）

第百九十六条 証券投資法人の執行役員は、当該証券投資法人の発行する投資証券の募集等に係る業務を行つてはならない。

2 証券投資法人の運用会社たる証券投資信託委託業者が当該証券投資法人の発行する投資口の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該証券投資信託委託業者が行う当該証券投資法人の発行する投資証券の募集の取扱い等は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定又は第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより証券投資法人が投資証券を発行しない場合における前二項、次条及び第二百十九条の規定の適用については、当該投資証

定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合における前二項、次条及び第二百十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は投資証券と、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれみなす。

（投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

第百九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等（以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。）について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 業務の委託

券に表示されるべき投資口は、投資証券とみなす。

（投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

第百九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の証券投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）及び前条第二項に規定する場合に該当する証券投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「証券投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその証券投資信託委託業者等（以下この条において「特定証券投資信託委託業者等」という。）について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定証券投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 運用会社及び資産保管会社 第一款 運用会社

（投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託）

第百九十八条 登録投資法人は、投資信託委託業者にその資産の運用に係る業務の委託をしなければならない。

2 前項の委託に係る契約（第六十七条第一項第十五号に規定する資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結するものを除く。）は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

第百九十九条 削除

（利害関係を有する投資信託委託業者等への委託の禁止）

第二百条 登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当する投資信託委託業者に、その資産の運用に係る業務を委託してはならない。

一 当該投資法人の監督役員を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人（以下この号において「役員等」という。）としている投資信託委託業者又はその役員等としたことのある法人

（運用会社への資産の運用に係る業務の委託）

第百九十八条 登録証券投資法人は、運用会社はその資産の運用に係る業務の委託をしなければならない。

2 前項の委託に係る契約（第六十七条第一項第十五号に規定する運用会社となるべき者と締結するものを除く。）は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

（運用会社の制限等）

第百九十九条 運用会社は、次の各号のいずれかに該当する法人でなければならぬ。

一 証券投資信託委託業者

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者

三 前二号に掲げるもののほか、登録証券投資法人の資産の運用に係る業務の委託先として適当なものとして総理府令で定める法人

（運用会社の欠格事由）

第二百条 次の各号のいずれかに該当する法人は、運用会社となることができない。

一 当該証券投資法人の監督役員を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人（以下この号において「役員等」という。）としている法人又はその役員等としたことのある法人

る投資信託委託業者

二 当該投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている投資信託委託業者

三 前二号に掲げるもののほか、当該投資法人の監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者として総理府令で定めるもの

(削る)

第二百一条から第二百五条まで 削除

二 当該証券投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている法人

三 前二号に掲げるもののほか、当該証券投資法人の監督役員と利害関係を有する法人として総理府令で定めるもの

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された法人又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された法人であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの

(運用会社の行為準則等)

第二百一条 運用会社は、法令及び資産の運用に係る委託契約の定めるところに従い、証券投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 運用会社は、証券投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約を締結するに際し、当該証券投資法人に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

三 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約を締結するに際し、

当該証券投資法人に対して、特別の利益を提供することを約すること。

四 証券投資法人の資産の運用としての取引により生じた当該証券投資法人の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその資産の運用としての取引により生じた証券投資法人の利益に追加するため、当該証券投資法人又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

五 投資顧問業に係る顧客若しくは投資一任契約に係る顧客、信託財産に係る受益者又は他の証券投資法人の利益を図るため、特定の証券投資法人の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うこと。

六 特定の有価証券等（第十五条第一項第三号に規定する有価証券等をいう。）に関し、当該証券投資法人の資産の運用としての取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該証券投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該証券投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うこと（第五号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは証券投資法人の資産の運用の適正を害し、又は証券投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

	3 運用会社は、証券投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。 一 運用会社の利害関係人等（当該運用会社の過半数の株式を所有していることその他の当該運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）に係る受益者又は顧客の利益を図るため、証券投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。 二 運用会社の利害関係人等である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、証券投資法人の資産の運用の方針、証券投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。 三 運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第三号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは証券投資法人の資産の運用の適正を害し、又は証券投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為 4 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が運用会社となる場合においては、同法第三十条の二及び第三十条の三の規定は、適用しない。
--	---

(証券投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百一条 証券投資信託委託業者は、証券投資法人の委託を受けてその運用会社となる場合において、当該委託に係る契約の定めるところにより、当該証券投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を政令で定める者に対し、再委託することができる。

2 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が運用会社となる場合における同法第二条第四項第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二条第四項第二号」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えられた第二条第四項第二号」とする。この場合において、同法第三十条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「運用会社」とあるのは、「運用会社(当該運用会社から次条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。)」とする。

4 第二項の場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「運用会社」とあるのは、「運用会社(当該運用会社から次条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の準用)

2 前項の場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する

名称及び住所」と、同条第三号中「助言の内容及び方法」とあるの

は、「資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第一項の規定により同項に規定する政令で定める者に対して再委託する場合におけるその者の名称及び当該再委託の範囲を含む。）」と、同条第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と、同法第十六条中「投資顧問契約」とあるのは「証券投資法人の資産の運用に係る委託契約」と、「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該証券投資法人の資産の運用を行つたもの」と読み替えるものとする。

（運用会社の責任）

第二百四条 運用会社（当該運用会社から第二百二条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者及び当該運用会社から同条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その運用会社は、当該証券投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 運用会社が証券投資法人又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会

計監査人もその責めに任ずべきときは、その運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 商法第二百六十六条ノ三第一項の規定は運用会社について、同法第二百六十六条第五項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は運用会社の責任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百五条 運用会社は、登録証券投資法人の同意を得なければ、当該登録証券投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として金融再生委員会の許可を得たときは、この限りでない。

第二百六条 登録証券投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 登録証券投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、役員会の決議により運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百六条 登録投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、役員会の決議により投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 資産の運用を行う投資信託委託業者が職務上の義務に違反し、

又は職務を怠つたとき。

二（略）

第二百七条 投資法人は、資産の運用を行う投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

一 投資信託委託業者でなくなつたとき。

二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三（略）

2 投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は一部を行う投資信託委託業者が欠けることとなるときは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を承継すべき投資信託委託業者を定めて、当該業務の委託をしなければならない。

3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、投資信託委託業者と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かつてその効力を失う。

（資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等）

第二百八条 登録投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

二（略）

第二百七条 証券投資法人は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

一 第百九十九条各号に該当する法人以外の者となつたとき。

二 第二百条各号に該当する法人となつたとき。

三（略）

2 証券投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は一部を行う運用会社が欠けることとなるときは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を承継すべき運用会社を定めて、当該業務の委託をしなければならない。

3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、運用会社と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かつてその効力を失う。

第二款 資産保管会社

（資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等）

第二百八条 登録証券投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

2 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人でなければならない。

一 信託会社等

二 証券会社（有価証券その他の総理府令で定める資産の保管に限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適当なものとして総理府令で定める法人

（資産保管会社の義務）

第二百九条 資産保管会社は、投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 資産保管会社は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

（資産の分別保管）

第二百九条の二 資産保管会社は、投資法人の資産を、確実に、かつ、整然と保管する方法として総理府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

（資産保管会社の責任）

第二百十条 資産保管会社がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該投資法人に対

2 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人でなければならない。

一 信託会社又は信託業務を営む銀行

二 証券会社

三 前二号に掲げるもののほか、登録証券投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適当なものとして総理府令で定める法人

（資産保管会社の義務）

第二百九条 資産保管会社は、法令及び資産の保管に係る委託契約の定めるところに従い、証券投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

（新設）

（新設）

（資産保管会社の責任）

第二百十条 資産保管会社がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該証券投資

し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 資産保管会社が投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又はその資産の運用を行う投資信託委託業者もその責めに任ずべきときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び投資信託委託業者は、連帯債務者とする。

第三節 監督

（業務に関する帳簿書類）

第二百十一条 投資法人は、総理府令で定めるところにより、その業務（投資法人に係る業務に限る。次項において同じ。）に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 資産保管会社は、総理府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（営業報告書の提出）

第二百十二条 登録投資法人は、営業期間（当該営業期間が六月より短い期間である場合においては、六月。以下この条において同じ。）ごとに、総理府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 資産保管会社が証券投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又は運用会社もその責めに任ずべきときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び運用会社は、連帯債務者とする。

第四節 監督

（業務に関する帳簿書類）

第二百十一条 証券投資法人は、総理府令で定めるところにより、その業務（証券投資法人に係る業務に限る。次項において同じ。）に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 運用会社及び資産保管会社は、総理府令で定めるところにより、それぞれの業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（営業報告書の提出）

第二百十二条 登録証券投資法人は、営業期間（当該営業期間が六月より短い期間である場合においては、六月。以下この条において同じ。）ごとに、総理府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二百十三条 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の投資法人の設立企画人に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の本店に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人の資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であつた者（以下この項及び第五項において「資産保管会社等」という。）に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の資産保管会社等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(立入検査等)

第二百十三条 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の証券投資法人の設立企画人に対し、当該設立中の証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の証券投資法人の設立企画人の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の本店に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人の運用会社、資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であつた者（以下この項及び第五項において「運用会社等」という。）に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の運用会社等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 4 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人の執行役員若しくは執行役員であつた者又は監督役員若しくは監督役員であつた者（以下この項において「執行役員等」という。）に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 5 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

6 （略）

（業務改善命令）

第二百十四条 金融再生委員会は、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者、当該投資信託委託業者から第二十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務（投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。）の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要があると認めるときは、当該設立企画人又は当該投資法人に対し、その必要な限

- 4 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人の執行役員若しくは執行役員であつた者又は監督役員若しくは監督役員であつた者（以下この項において「執行役員等」という。）に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 5 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人又は当該証券投資法人の運用会社等と当該証券投資法人に係る業務に関して取引する者に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

6 （略）

（業務改善命令）

第二百十四条 金融再生委員会は、設立中の証券投資法人の設立企画人若しくは証券投資法人又は当該証券投資法人の運用会社、当該運用会社から第二十一条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、当該運用会社から同条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務（証券投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。）の状

度において、業務の方法の変更、資産の運用を行う投資信託委託業者の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける投資法人に通知しなければならない。

(通告等)

第二百十五条 登録投資法人は、その純資産の額が基準純資産額を下回るおそれがあるときは、速やかに、総理府令で定める様式により、臨時報告書を作成し、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

2 金融再生委員会は、登録投資法人の純資産の額が最低純資産額を下回つたときは、当該登録投資法人に対して、一定の期間内にその純資産の額が当該最低純資産額以上に回復しない場合には登録を取り消す旨の通告を発しなければならない。

3 (略)

(登録の取消し)

第二百十六条 金融再生委員会は、登録投資法人が次の各号のいずれ

況に照らして、証券投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要があると認めるときは、当該設立企画人又は当該証券投資法人に対し、その必要限度において、業務の方法の変更、運用会社の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける証券投資法人に通知しなければならない。

(通告等)

第二百十五条 登録証券投資法人は、その純資産の額が基準純資産額を下回るおそれがあるときは、速やかに、総理府令で定める様式により、臨時報告書を作成し、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

2 金融再生委員会は、登録証券投資法人の純資産の額が最低純資産額を下回つたときは、当該登録証券投資法人に対して、一定の期間内にその純資産の額が当該最低純資産額以上に回復しない場合には登録を取り消す旨の通告を発しなければならない。

3 (略)

(登録の取消し)

第二百十六条 金融再生委員会は、登録証券投資法人が次の各号のい

かに該当するときは、第百八十七条の登録を取り消すことができる。

一 三 (略)

2 金融再生委員会は、前条第二項の通告を発したにもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発せられた登録投資法人の純資産の額が最低純資産額以上に回復しない場合には、当該登録投資法人の第百八十七条の登録を取り消さなければならない。

(投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二百十九条 裁判所は、投資証券等の募集の取扱い等につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 (略)

二 当該投資証券等を発行する投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2・3 (略)

第三章 外国投資法人

ずれかに該当するときは、第百八十七条の登録を取り消すことができる。

一 三 (略)

2 金融再生委員会は、前条第二項の通告を発したにもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発せられた登録証券投資法人の純資産の額が最低純資産額以上に回復しない場合には、当該登録証券投資法人の第百八十七条の登録を取り消さなければならない。

(投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二百十九条 裁判所は、投資証券の募集の取扱い等につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 (略)

二 当該投資証券を発行する証券投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2・3 (略)

第三章 外国証券投資法人

(外国投資法人の届出)

第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券に類する証券（以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。）の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該外国投資法人に係る次に掲げる事項を金融再生委員会に届け出なければならない。

一七（略）

2 前項の規定による届出には、当該外国投資法人の規約又はこれに相当する書類その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(外国投資法人の変更の届出)

第二百二十一条 外国投資法人は、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融再生委員会に届け出なければならない。

2（略）

(外国投資法人の解散の届出)

第二百二十二条 外国投資法人が破産その他総理府令で定める事由により解散したときは、破産管財人若しくは清算人又はこれらの者に相当する義務を負う者は速やかに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

(外国証券投資法人の届出)

第二百二十条 外国証券投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国証券投資法人の発行する投資証券に類する証券（以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。）の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該外国証券投資法人に係る次に掲げる事項を金融再生委員会に届け出なければならない。

一七（略）

2 前項の規定による届出には、当該外国証券投資法人の規約又はこれに相当する書類その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(外国証券投資法人の変更の届出)

第二百二十一条 外国証券投資法人は、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融再生委員会に届け出なければならない。

2（略）

(外国証券投資法人の解散の届出)

第二百二十二条 外国証券投資法人が破産その他総理府令で定める事由により解散したときは、破産管財人若しくは清算人又はこれらの者に相当する義務を負う者は速やかに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 外国投資法人は、前項に定める場合を除くほか、解散しようとするときは、あらかじめ、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第二百二十三条 裁判所は、外国投資証券の募集の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する外国投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2・3 （略）

第四編 雑則

（認可等の条件）

第二百二十三条の二 金融再生委員会は、この法律の規定による認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

（投資顧問業者に関する特例）

2 外国証券投資法人は、前項に定める場合を除くほか、解散しようとするときは、あらかじめ、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第二百二十三条 裁判所は、外国投資証券の募集の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する外国証券投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2・3 （略）

第四編 雑則

（新設）

第二百二十三条の三 第六条、第八条から第十条の三まで、第四十一

(新設)

条及び第四十七条(投資法人資産運用業に係るものに限る。)並びに第百九十八条第一項の規定は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者(以下この条において「認可投資顧問業者」という。)には、適用しない。

2 投資法人の資産の運用を行う認可投資顧問業者については、前項に規定する規定並びに第十一条から第十三条の二、第三十四条の五、第三十四条の七、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十三条及び第百九十六条第二項を除き、第六条の認可を受けて投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者であつて第三十四条の十第一項第一号の規定に基づき投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を行うものとみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十条の二、第三十条の三及び第三十三条において準用する第十六条の規定は、適用しない。

3 前項の場合における第三十四条の十四及び第三十四条の十五の規定の適用については、第三十四条の十四中「第三十四条の十第二項の届出をして行う業務、同条第三項の認可を受けて行う業務(同項第一号に掲げる業務を除く。)」又は第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務」とあるのは、「投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業以外の業務」と、第三十四条の十五中「第三十四条の十第三項の認可

を受けて証券業」とあるのは「証券業」とする。

4 認可投資顧問業者が投資法人の資産の運用を行う場合における有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二条第四項第二号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた第二条第四項第二号」とする。この場合において、同法第三十条の四の規定は、適用しない。

5 前項の場合における第三十四条の二から第三十四条の四まで、第三十四条の八及び第二百十四条の規定の適用については、第三十四条の二から第三十四条の四までの規定中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第一号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。）」と、第三十四条の八第一項及び第二百十四条第一項中「第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者」とあるのは「第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者」とする。

（大蔵大臣への資料提出等）

第二百二十四条 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、投資信託（外国投資信託を含む。次項において同じ。）又は投資法人（外国投資法人を含む。次項において同じ。）に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、金融再生委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資信託又は投資法人に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資信託委託業者、受託会社、資産保管会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（協議等）

第二百二十四条の二 この法律の規定により、不動産その他の政令で定める特定資産に関し、内閣総理大臣が総理府令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは金融再生委員会が命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は金融再生委員会に対し届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における建設大臣その他の関係行政機関の長との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

（大蔵大臣への資料提出等）

第二百二十四条 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、証券投資信託（外国証券投資信託を含む。次項において同じ。）又は証券投資法人（外国証券投資法人を含む。次項において同じ。）に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、金融再生委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、証券投資信託又は証券投資法人に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券投資信託委託業者、受託会社、運用会社、資産保管会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（新設）

第二百二十八条 設立企画人、執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項（第四百四条において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 清算執行人、清算監督人又は第六百六十三条第一項において準用する第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項若しくは第六百七十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第二百二十八条の二 投資法人の投資法人債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第二百二十八条 設立企画人、執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項（第四百四条において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は証券投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該証券投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 清算執行人、清算監督人又は第六百六十三条第一項において準用する第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項若しくは第六百七十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は証券投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該証券投資法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 前二項の未遂は、罰する。

（新設）

第二百二十九条 第二百二十八条第一項に規定する者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七条第一項第十八号又は第十九号の規定に違反して、規約に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二 投資法人の設立に際して発行する投資口の総口数の引受け又は払込みについて、創立総会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 何人の名義をもつてするかを問わず、投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四（略）

五 投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口又は投資法人債の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書、投資口又は投資法人債の募集の広告その他投資口又は投資法人債の募集に関する文書を使用したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 投資口又は投資法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する

第二百二十九条 前条第一項に規定する者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七条第一項第十七号又は第十八号の規定に違反して、規約に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二 証券投資法人の設立に際して発行する投資口の総口数の引受け又は払込みについて、創立総会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 何人の名義をもつてするかを問わず、証券投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四（略）

五 証券投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために証券投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある投資口申込証、目論見書、投資口の募集の広告その他投資口の募集に関する文書を使用したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 投資口の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、

文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

第二百三十三条 第二百二十八条若しくは第二百二十八条の二に規定する者、検査役又は第百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二百三十五条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使

二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める訴えの提起又は第三十四条の八第三項、第百十條若しくは第百十三條第三項において準用する商法第二百六十八條第二項の規定若しくは第百二十三條第一項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項の規定に定める訴訟参加

三 発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に当たる投資主又は投資法人債総額の十分の一以上に当たる

重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

第二百三十三条 第二百二十八条に規定する者、検査役又は第百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二百三十五条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 創立総会、投資主総会又は債権者集会における発言又は議決権の行使

二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める訴えの提起又は第百十條、第百十三條第三項若しくは第二百四條第三項において準用する商法第二百六十八條第二項の規定若しくは第百二十三條第一項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項の規定に定める訴訟参加

三 発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資主の権利の行使

投資法人債権者の権利の行使

四（略）

2・3（略）

第二百三十六条 執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項（第四百条において準用する場合を含む。）若しくは第百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、投資主の権利の行使に関し、投資法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2（略）

3 投資主の権利の行使に関し、投資法人の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを、同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4・5（略）

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第五条の二の規定に違反した者

二 第三十四条第一項（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による命令に違反した者

三 第四十九条の二第一項又は第四十九条の三の規定に違反した者

四（略）

2・3（略）

第二百三十六条 執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項（第四百条において準用する場合を含む。）若しくは第百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、投資主の権利の行使に関し、証券投資法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2（略）

3 投資主の権利の行使に関し、証券投資法人の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを、同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4・5（略）

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第四条の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による命令に違反した者

（新設）

四 第百九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行つた者

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の規定に違反して、他人に投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営ませたとき。

二 第十五条第一項第一号又は第四号の規定に違反したとき。

三 第二十七条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）

（又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

四 第三十四条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第百九十五条の規定に違反したとき。

五 第三十四条の十一第一項の規定に違反して、承認を受けないで投資信託委託業、投資法人資産運用業又は第三十四条の十第一項各号及び同条第三項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

六 第四十九条の九第一項第一号又は第三号の規定に違反したとき

（新設）

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、証券投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者又は運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の規定に違反して、他人に証券投資信託委託業を営ませたとき。

二 第十五条第一項第一号又は第三号の規定に違反したとき。

（新設）

（新設）

三 第十九条第一項の規定に違反して、承認を受けないで証券投資信託委託業、運用会社の業務、投資顧問業、投資一任契約に係る業務及び証券業以外の業務を営んだとき。

四 第二十七条又は第百九十七条において準用する証券取引法第四

。

(削る)

(削る)

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反

行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資信託協会の役員は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(削る)

一・二 (略)

三 第二百九条の二の規定に違反して、分別して保管をしないとき。

四 第二百二十三条の二第一項の規定により付した条件(第六条の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

第二百四十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人の設立企画

十二条の二第一項の規定に違反したとき。

五 第九十五条又は第二百一条第二項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反したとき。

六 第二百三条第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十二条の規定に違反して、他人に証券投資法人の資産の運用に係る業務を営ませたとき。

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者又は証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

二・三 (略)

(新設)

(新設)

第二百四十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、証券投資法

人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は一般事務受託者若しくは一般事務受託者であつた者（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（四）（略）

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二十七条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）

（又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反した者

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若し

人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者、運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は一般事務受託者若しくは一般事務受託者であつた者（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（四）（略）

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二十七条又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反した者

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清

くはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の二の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本の額を減少したとき。

二 第十三条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

三 第十三条の二の規定に違反して、顧客から受益証券等又は金銭の預託を受けたとき。

四 第二十七条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

（削る）

五 （略）

六 第四十八条第一項の規定に違反して、投資信託契約を解約しなかつたとき。

七 （略）

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（削る）

算監督人若しくはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

二 第二十三条の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本の額を減少したとき。

（新設）

三 第二十七条又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第二十八条の規定に違反して、顧客から受益証券若しくは投資証券又は金銭の預託を受けたとき。

五 （略）

六 第四十八条第一項の規定に違反して、信託契約を解約しなかつたとき。

七 （略）

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第三項の規定に違反して、認可を受けないで証券業を

(削る)

一 第十条の三、第二十九条(第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第三十一条(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条第一項若しくは第四十九条の四第二項に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第二十六条第一項若しくは第四十九条の四第一項の規定による書面の届出をせず、又は書面に虚偽の記載をして届出をした者

四 第二十六条第二項(第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第二十八条(第四十九条の十一において準用する場合を含む。)

(又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第三十条第一項(第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。)、又は第三十二条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による公告をせず、又は虚偽の

営んだ者

二 第十八条第四項の規定による認可申請書若しくは添付書類又は第十九条第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十四条、第二十九条、第三十一条、第五十八条第一項、第五十九条において準用する第二十九条若しくは第三十一条、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十五条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

五 第二十六条第一項の規定による書面の届出をせず、又は書面に虚偽の記載をして届出をした者

六 第二十六条第二項又は第五十九条において準用する第二十六条第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

(新設)

七 第三十条第一項、第三十二条第一項又は第五十九条において準用する第三十条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

記載をした書面を交付した者

七 第三十三条（第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

八 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

九 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第三項の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者

十 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十四条（第三号を除く。）又は同法第十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十一 第三十四条の十第三項の規定に違反して、認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだ者

十二 第三十四条の十第四項の規定による認可申請書若しくは添付書類又は第三十四条の十一第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十三、十六（略）

（削る）

八 第三十三条又は第五十九条において準用する第三十三条の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九、十二（略）

十三 第二百三条第一項において準用する有価証券に係る投資顧問

(削る)

(削る)

十七・十八 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第六項又は第四十九条の五第二項に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行した者

二・三 (略)

四 第二十七条(第四十九条の十一において準用する場合を含む)。

(又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

五 第三十四条の十第二項の規定に違反して、届出を行わないで同

業の規制等に関する法律第十三条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

十四 第二百三条第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第三項の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者

十五 第二百三条第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十四条(第三号を除く。)、同法第十五条又は同法第十六条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十六・十七 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第六項の規定に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行した者

二・三 (略)

四 第十八条第二項の規定に違反して、届出を行わないで同条第一項に規定する業務を営んだ者

五 第二十七条又は第百九十七条において準用する証券取引法第四

条第一項に規定する業務を営んだ者

六 第五十一条第一項の規定に違反して、投資信託協会という名称を用いた者

七 第五十一条第二項の規定に違反して、投資信託協会会員という名称を用いた者

八 (略)

第二百五十条 法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百四十条第二号から第四号まで若しくは第六号又は第二百四十一条第一号から第三号まで 三億円以下の罰金刑

二 (略)

三 第二百四十五条第二号又は第二百四十七条第四号 一億円以下の罰金刑

四 第二百三十九条、第二百四十条第一号若しくは第五号、第二百

十一條の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

六 第五十一条第一項の規定に違反して、証券投資信託協会という名称を用いた者

七 第五十一条第二項の規定に違反して、証券投資信託協会会員という名称を用いた者

八 (略)

第二百五十条 法人（証券投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一 第二百四十条第二号、第四号若しくは第五号又は第二百四十一条第二号若しくは第三号 三億円以下の罰金刑

二 (略)

三 第二百四十五条第二号又は第二百四十七条第三号 一億円以下の罰金刑

四 第二百三十九条、第二百四十条第一号、第三号若しくは第六号

四十一条第四号、第二百四十三条第三号若しくは第四号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで又は前二条 各本条の罰金刑

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（第三編第一章に限る。以下この条において同じ。）又は商法（この法律において準用する場合を含む。）の規定に違反して、規約、投資主名簿若しくはその複本、投資法人債原簿若しくはその複本、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会、投資法人債権者集会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類、第二百二十九条第一項の書類、監査報告書、第五百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百四十四条ノ二第一項の書類、第五百五十五条第一項の書類、第五百五十九条第一項の決算報告書、第六百六十四

、第二百四十一条第一号、第二百四十三条第三号若しくは第四号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号、第二号若しくは第四号から第七号まで又は前二条 各本条の罰金刑

第二百五十一条 第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員又は一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（第三編第一章に限る。以下この条において同じ。）又は商法（この法律において準用する場合を含む。）の規定に違反して、規約、投資主名簿若しくはその複本、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類、第二百二十九条第一項の書類、監査報告書、第五百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百四十四条ノ二第一項の書類、第五百五十五条第一項の書類、第五百五十九条第一項の決算報告書、第六百六十四条第四項において準用する同法第四百四十三条の書類又は

条第四項において準用する同法第四百四十三条の書類又は同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二 第十六条の二（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）又は第三十四条の四の規定に違反したとき。

三 第四十九条の二第二項の規定に違反したとき。

四 第四十九条の七の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

五 第七十一条第二項、第八十四条第一項、第八十八条第一項、第二百二十二条第一項又は第三百三十九条の四第二項の規定に違反して、投資口申込証又は投資法人債申込証を作らず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六・七 （略）

八 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める事項について、
官庁、裁判所、創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は
債権者集会に対し不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした
とき。

九、十七 （略）

十八 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を
したとき。

十九、二十五 （略）

二十六 第三百三十九条の二若しくは第三百三十九条の三の規定に違反

同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべ
き事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

（新設）

（新設）

（新設）

二 第七十一条第二項、第八十四条第一項、第八十八条第一項又は
第二百二十二条第一項の規定に違反して、投資口申込証を作らず、
又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし
たとき。

三・四 （略）

五 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会
社の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める事項について
、官庁、裁判所、創立総会、投資主総会又は債権者集会に対し不
実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六、十四 （略）

十五 投資証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をし
たとき。

十六、二十二 （略）

（新設）

して、投資法人債を募集し、又は第三百三十九条の五第七項において準用する商法第三百十四条第一項の規定に違反して、事務を承継すべき投資法人債管理会社を定めなかつたとき。	二十七 第三百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して、投資法人債券を発行したとき。	二十八 第四百十一条第二項の規定に違反して、規約を変更したとき。	二十九、三十三 (略) 三十四 第六十三条第一項において準用する商法第三百十一条の規定に違反して、投資法人の財産を分配したとき。	三十五、三十七 (略)	三十八 第二百二十三条の二第一項の規定により付した条件(第十条の二、第三十四条の十第三項又は第五十四条の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。	三十九 (略)
(新設)	(新設)	二十三、二十七 (略)	二十八 第六十三条第一項において準用する商法第三百十一条の規定に違反して、証券投資法人の財産を分配したとき。	二十九、三十一 (略) (新設)	三十二 (略)	